

きいてみよう!

伝えてみよう!

参加してみよう!

④ ~情報ガイドブック~ ④

# あなたとまちを つなぐ本



# こんなとき、ご活用ください。

この冊子は、芦屋町がどのように情報を提供し、どのように住民のみなさんから意見を収集しているのかを整理した「情報の手引き」の役割を担っています。ぜひご活用ください。



町のことを知りたい！



意見を言ってみよう！伝えてみよう！



町の活動に参加してみよう！



職員と一緒に活動しよう！



|                |     |
|----------------|-----|
| <b>広報あしや</b>   | P.5 |
| <b>ホームページ</b>  | P.6 |
| 行政情報コーナー       | P.6 |
| 自治区の回覧         | P.7 |
| 出前講座           | P.7 |
| 町のいろんな会議内容の公表  | P.8 |
| 町長への手紙         | P.8 |
| ホームページのご意見・ご提案 | P.9 |

|                  |      |
|------------------|------|
| <b>パブリックコメント</b> | P.9  |
| アンケート調査の実施       | P.10 |
| ワークショップ          | P.10 |
| 説明会              | P.11 |
| 出前町長室            | P.11 |

|              |      |
|--------------|------|
| <b>自治区加入</b> | P.12 |
| ボランティア活動センター | P.12 |
| いろんな委員の選び方   | P.13 |



|                  |      |
|------------------|------|
| <b>自治区担当職員制度</b> | P.13 |
|------------------|------|

# はじめに

少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化、個人の価値観やライフスタイルの変化などにより、住民ニーズは多様化・高度化しており、新たな課題も次々に出現しています。また、限られた財源や人材のもと、一律的な行政サービスを提供するだけでは的確な対応が困難になることから、社会のあり方そのものの変革が必要とされています。

このような課題解決のために、近年各地で多くのボランティア団体が活躍し、行政が担い手とされてきた領域においても、住民の皆さんと行政の協働による新たな公共的サービスが提供されてきています。このことは、住民の皆さんと行政が協働することにより、地域でのきめ細やかな公共的サービスの実現など、住民満足度を向上させることが可能となります。

芦屋町では、第6次総合振興計画における町の将来像を「人を育み 未来につなぐ あしやまち」とし、7つの基本目標のひとつに、「住民とともに進めるまちづくり」を掲げています。

また、平成20年4月には、「芦屋町住民参画まちづくり条例」をスタートし、「まちづくりは、自治を推進するため、町と住民が、まちづくりに関する情報を共有することを基本に進めるもの」とし、町と住民の皆さんが協力してまちづくりを推進しようとするときに必要な、町の責務や住民の皆さんが参画するための方法など基本的な事項を定めています。

このガイドブックは、「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づく、協働のまちづくりを進めるために必要としている『情報共有』の具体的な手法をまとめたものです。

芦屋町では、この『情報共有』をもとに、住民参画のための仕組みづくりに取り組んでいきます。



出前町長室の様子

# 1 情報共有の必要性

このガイドブックのもととなる「芦屋町住民参画まちづくり条例」では次のように用語の意義を定めています。

**参画**  
まちづくりに対して住民が単に参加するものではなく、計画段階等から取り組む活動のことをいいます。

**協働**  
町と住民がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力して取り組むことをいいます。

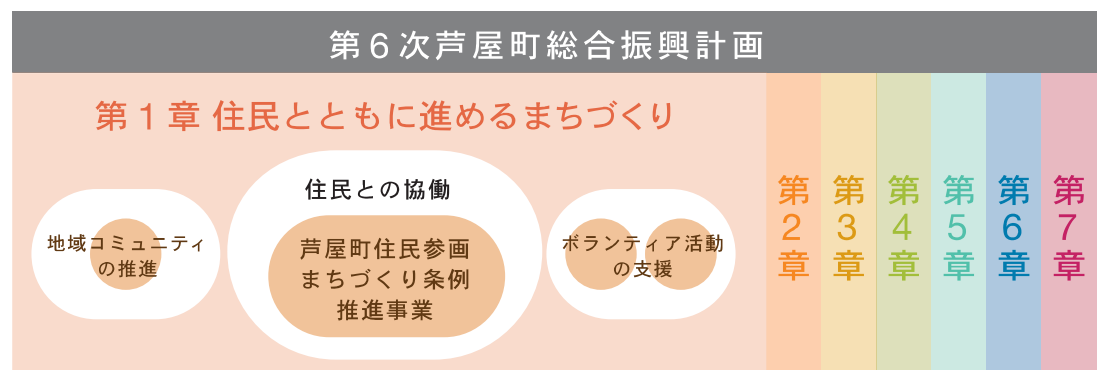
地方分権の時代において、豊かで暮らしやすい協働のまちづくりを実現するためには、町と住民の皆さんがまちづくりに関する情報を共有し、一人ひとりの持つ知識や知恵、感性などが十分に活かされることが重要となります。

町で定期的実施している「コミュニティ活動状況調査」の住民アンケート結果からも、町の計画や取り組みに対し、何らかの関心を持っている住民の方は多く、「意見をもっと反映するためには町の計画づくりの際に、意見を聞く機会を増やす」ことが必要と考えている方が多数いることがわかります。

このため、芦屋町では、町の最上位計画であり、まちづくりの指針となる第6次総合振興計画において、最初の基本目標を「住民とともに進めるまちづくり」とし、主要な施策に「行政と住民による協働のまちづくりを推進するため、情報のわかりやすい提供とともに情報共有を積極的に行うこと」を掲げています。

さらに、協働のまちづくりを進めるため、平成20年4月にスタートした「芦屋町住民参画まちづくり条例」においても、その基本理念に「町と住民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進める」と定めています。

このように、住民の皆さんに、まちづくりに対する関心を深めてもらうため、これまでよりもわかりやすく、まちづくりの方向性やその実現に向けた具体的な取り組みなど、必要な情報を必要な方が受け取ることができるよう、町が持つ情報を積極的に提供するとともに、住民の皆さんから幅広い意見を発信していただくことで、お互いの情報を共有し、信頼関係を構築していくことが求められています。



## 2 情報共有の考え方

### (1) 情報の共有とは

まちづくりを進めていくうえでの情報の共有とは、町と住民の皆さんが、お互いが持つ正確な情報を双方で同じように理解していくことにあります。つまり、「双方向の情報提供」=お互いの持つ情報を伝えていくことです。一方通行の情報提供では、単なる伝達に過ぎません。つまり「知らせるだけ」、「知るだけ」では情報の共有とはいえません。

町は住民の皆さんに正確な情報が伝わっているかを考える必要があり、住民の皆さんは「自分の意見をどのように町に届けていくか」を考える必要があります。

情報は相手に伝わらなければ、提供したとはいえません。町も住民の皆さんも、情報は相手に伝わるよう努力する必要があるとともに、情報を正確に捉え理解する努力をすることも必要です。

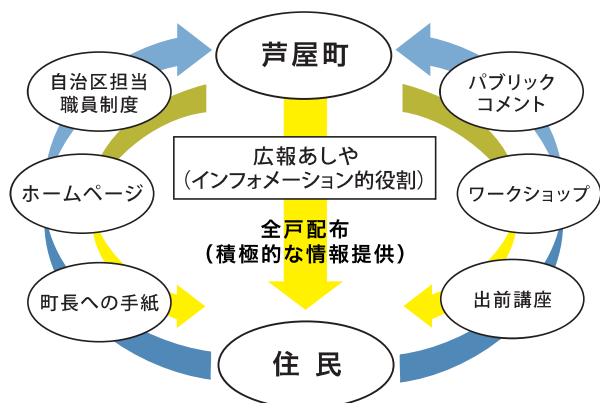
### (2) 芦屋町における情報共有の考え方

芦屋町においては、住民の皆さんとの情報共有を図るため、住民の皆さんにとって、もっとも身近な手段となる「広報あしや」を基本とし、様々な情報提供の方法を活用しています。

しかし、時代の多様化と社会ニーズの高度化(情報・通信技術の発達)は、これまでの「広報あしや」中心の情報共有の取り組みのみでは十分とは言えない状況となりました。これからは、だれもが必要な時に、必要な情報を受け取ることができ、さらには相手へ発信できる仕組みづくりが求められています。

このため、芦屋町では、「広報あしや」を基本とし、現時点で取り組むことができる、行政と住民の皆さんとの情報共有の具体的な取り組み方を、次ページ以降にまとめました。

まずは、協働のまちづくりにとって基本となる「情報共有」について、できることから取り組みを始め、「芦屋町住民参画まちづくり条例」の理念に基づいた協働のまちづくりのための仕組みづくりに取り組んでいきます。





## コラム Column

### 住民参画まちづくり条例

平成 20 年 4 月 1 日に施行された「芦屋町住民参画まちづくり条例」では、「まちづくりは、自治を推進するため、町と住民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めるもの」としています。

そして、町と住民が協力してまちづくりを推進しようとするときに、町の責務や住民が参画するための方法などについて基本的な事項を定めています。



#### 町は何をするの？(第 4 条)

- ・ 住民に対して住民参画の機会を提供します。
- ・ 住民に対して説明責任を負います。
- ・ 幅広い情報の把握に努め、住民に対し積極的にその情報を提供します。



#### 町長は何をするの？(第 5 条)

- ・ 住民がまちづくりに参画する権利を保障します。
- ・ まちづくりへの高い意欲と能力を持った職員を育成します。

#### 職員は何をするの？(第 6 条)

- ・ まちづくりの専門スタッフとして誠実かつ効率的に職務に専念します。
- ・ 積極的に住民の意見を聞くとともに、苦情等があった場合は、迅速かつ的確に対応します。

#### 住民にはどんな権利と義務があるの？(第 7 条)

- ・ 住民は、まちづくりに関する情報を知る権利と、まちづくりに参画する権利を有するものとします。
- ・ 住民は、まちづくりに関心を持ち、自ら参画するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持つものとします。
- ・ 住民は、地域活動に積極的に参画することが、住民自治を守り、育てるものであることを十分に認識し、その拡充に努めるものとします。



## 3 情報提供・収集の具体的方法

情報共有を図るためには、「双方向の情報提供」が必要となります。このため、町は町の取り組みなどの情報を積極的にお知らせしていきます。

住民の皆さんも実践できるところから取り組みを広げていきましょう。

### (1) 広報あしや

広報は、町の情報を提供するもっとも身近な情報源です。毎月25日に発行し、町内のすべての世帯に配布をしています。

町の取り組みや重要な計画、行事や各種団体からのお知らせなど、いろいろな情報を掲載しています。

しかし、限られた紙面の中で、すべての情報や詳細な情報まで盛り込むことができないことが課題となっています。

#### 町・職員

広報がもっとも身近な情報収集の手段であることを常に意識し、必要な情報を、積極的かつわかりやすく掲載します。

また、大切な情報に目が止まるような工夫をはじめ、詳しい情報はホームページなど、ほかの情報収集の方法へ案内できるような工夫に努めていきます。

#### 住民

まずは、興味のあるところから読んでみよう。  
大切そうな情報は、興味がなくても目を通したり、ホームページなどほかの方法で情報収集にも努めてみよう。  
広報を読むことは、町のことを知る大きなチャンスなんだね。



問い合わせ先 ▶ 企画政策課広報情報係 電話：223-3569(直通)





**ホームページ**

芦屋町ホームページ  
URL  
<http://www.town.ashiya.lg.jp/>

**SNS**

ソーシャルネット  
ワーキングサービス。  
人と人とのつながり  
をサポートする  
コミュニティ型の  
Web サイトのことを  
いう。

## (2) ホームページ

町の取り組みや重要な計画、生活に関する情報や手続き、行事のお知らせ、子育てサポート、まちの施設や観光情報、歴史文化の情報などたくさんの情報が掲載されています。

また、広報では紙面が限られ、発行までに時間がかかってしまいますが、ホームページには豊富な情報が掲載できるうえ、スピーディーな掲載ができるため、とても有効な方法といえます。

**町・職員**

豊富な情報を積極的に掲載していきます。  
スピーディーな掲載に努めます。

誰でも見やすく、わかりやすく、やさしいホームページづくりに努めます。  
SNSを利用した情報発信の拡大に努めます。

**住民**

定期的にホームページにアクセスしてみよう。  
図書館にあるパソコンを利用しよう。だれでも利用できるよ。  
興味のあるページから見てみよう。  
スマホやタブレットからでも見ることができるよ。  
ホームページから町に自分の意見を届けることができるよ。気になることがあれば、意見を届けよう。  
SNSで正しい情報を広めよう。

問い合わせ先 ▶ 企画政策課広報情報係 電話：223-3569(直通)

## (3) 行政情報コーナー

図書館の2階に情報コーナーを設置しています。ここでは、町が作ったいろんな計画書や、これまでに発行された広報や議会だより、予算や町議会の議案など、町に関する資料を見ることができます。

**町・職員**

常に最新の情報がみれるように努めます。  
資料がわかりやすいように、一覧表を作ります。  
ホームページに、掲載している最新の一覧表を掲載します。

**住民**

まずは図書館に行ってみよう。  
普段見ることがないような資料もあるみたいだね。どんな資料があるか見てみよう。  
広報や議会だよりは第1号から置いてあるよ。

問い合わせ先 ▶ 企画政策課企画係 電話：223-3570(直通)



## (4) 自治区の回覧

自治区に加入している世帯へ、お知らせやチラシなどを回覧板としてお届けしています。広報あしやに掲載できない情報や、限られた自治区だけへのお知らせなどもあります。

### 町・職員

見やすくわかりやすいように工夫していきます。  
回覧板がひとつのコミュニティーづくりに役立つように、自治区と取り組んでいきます。

### 住民

自治区に加入すると、広報にのらない情報も入手できるよ。  
重要な情報もあるから、必ず目を通そう。  
回覧板は急いで回さないといけない気がするよね。必要な情報はメモをしよう。  
自治区の行事にも参加しようね。



問い合わせ先 ▶ 環境住宅課地域振興・交通係 電話：223-3539(直通)

## (5) 出前講座

職員が講師となって、情報をお届けするものです。町の取り組みやみなさんにお届けしたい内容を講座メニューとして作っています。

メニューにないものもお気軽にご相談ください。

### 町・職員

たくさん活用してもらえるようにPRに努めます。  
ニーズにあったメニューづくりや、内容の充実に努めます。

### 住民

講座メニューは、町のホームページから見ることができるよ。  
役場に行かなくても職員が来てくれるよ。  
手続きも簡単だし、暮らしに役立つ情報もたくさんあるよ。  
5人以上の仲間で、利用してみよう。



問い合わせ先 ▶ 企画政策課広報情報係 電話：223-3569(直通)

## (6) 町のいろいろな会議内容の公表

### 附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による機関のほか、必要に応じて設置した委員会及び協議会等をいう。

町には、いろいろな計画をつくることや、取り組みに対する意見提案などを、第三者の立場で行う附属機関という組織があります。

こういった会議の内容を知ること、町の情報を得る一つの方法です。

町ではこういった会議の内容をホームページで公表し、透明性のある町政を目指します。

### 町・職員

全ての会議で議事録（要約版）を作成します。  
積極的に内容の公表に努めます。

### 住民

いろいろな会議があるんだね。  
どんな話し合いがされたか内容がわかるんだ。興味のあるものから見てみよう。

問い合わせ先 ▶ 企画政策課企画係 電話：223-3570（直通）



## (7) 町長への手紙

町に対する意見や提案を直接届けることができます。必ず町長まで内容をよく読んで、手紙を出していただいた方に回答を送っています。

主な内容は、広報に掲載します。

### 町・職員

広報と一緒に配るなどで、知ってもらえるように努めます。  
届けられた意見は貴重なものとしてとらえ、すぐにできるものはすぐに対応します。これからの取り組みを進めるうえで必要なものは、参考にさせていただきます。

### 住民

専用の用紙は山鹿や芦屋東、中央の各公民館や町民会館、総合体育館にあるよ。そのままポストに投函したら届けられるよ。  
役場が開いてなくても意見が届けられるんだね。  
要望だけでなく、自分の意見も届けてみよう。

問い合わせ先 ▶ 企画政策課広報情報係 電話：223-3569（直通）



## (8) ホームページのご意見・ご提案

ホームページから、町に対する意見や提案を電子メールで届けることができます。必ず町長まで内容をよく読んで、電子メールで回答を送っています。

### 町・職員

ホームページを見やすく工夫するなど、意見が出しやすいように努めます。

届けられた意見は貴重なものとしてとらえ、すぐにできるものはすぐに対応します。これからの取り組みを進めるうえで必要なものは、参考にさせていただきます。

### 住民

町への意見や提案もメールだと気軽にできるね。  
ルールを守って、意見を出そう。



### 問い合わせ先

企画政策課広報情報係 電話：223-3569(直通)

## (9) パブリックコメント

町のいろんな計画をつくるうえで、住民のみなさんからの意見をお聞きするひとつの方法として行うものです。

出された意見は計画づくりに反映させるとともに、意見に対する町の考え方を公表しています。

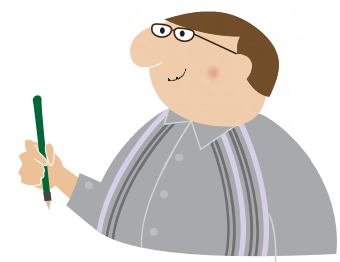
### 町・職員

多くの住民のみなさんから意見がいただけるように、計画の素案はわかりやすいものにする、より多くの方の目に触れるなどの工夫に努めます。

意見が出しやすくなるような方法、意見に対する対応方法についても検討します。

### 住民

広報やホームページにお知らせがでるよ。  
どんな計画があるのか、まずは見てみよう。  
自分の意見を出してみよう。まちづくりに参加するチャンス  
にもなりそうだよ。



### パブリックコメント

町の政策等を立案する過程において、政策等の主旨、内容等を住民に公表して、当該政策等に関する意見等を提出する機会を、提供する手続きのことをいう。

### 問い合わせ先

企画政策課企画係 電話：223-3570(直通)

## (10) アンケート調査の実施

いろんな計画をつくる時に、アンケート調査を行っています。また、まち全体の取り組みに対する満足度を把握するため、「住民満足度調査（コミュニティ活動状況調査）」を定期的に行っています。

アンケートの結果は、広報やホームページでお知らせしています。

町・職員

アンケートの結果を町の計画や取り組みに、積極的に反映していきます。ひとりでも多くの方が回答していただけるように、周知や回答しやすいような工夫に努めます。

住民

アンケートに答えることで、自分の意見がまちづくりに反映されるんだね。  
アンケートが届いたらちゃんと回答しよう。  
自分の意見をしっかり伝えよう。

問い合わせ先 ▶ 企画政策課企画係 電話：223-3570(直通)

## (11) ワークショップ

ワークショップは、参加者全員が同じ立場で自由に意見を出し合いながら、共同作業を通じて合意形成をする会議のことをいいます。

それぞれの立場でお互いに意見を出し合うことができるワークショップは、協働のまちづくりを進めるうえで、とても有効な手法のひとつです。

町・職員

町の計画づくりでは、積極的にワークショップを取り入れていきます。より多くの住民のみなさんが参加しやすいような工夫に努めます。

住民

リラックスした雰囲気、意見が出せそうだね。  
広報やホームページに委員募集のお知らせがでるんだね。  
一度参加してみよう。  
いろんな人とのつながりもできるよ。  
人の考えや意見を聞いて、自分の意見もしっかり言おう。

■開催する場合は広報あしや等で各担当課よりお知らせします。

## (12) 説明会

計画づくりやいろんな取り組み、工事などの説明会があります。このほか、法律で決められた公聴会などもあります。

職員が出向き住民のみなさんの意見を直接聞く場として、協働のまちづくりを進めるうえでとても大切な取り組みのひとつです。

### 町・職員

町の計画や取り組みに対して、積極的に開催していきます。  
開催時期や場所など住民のみなさんがより参加しやすいように努めます。  
また関心をもってもらえるような周知方法の工夫に努めます。

### 住民

いろんな説明会があるんだね。  
直接説明を受けられるし、直接意見を伝えることができるんだね。  
広報や回覧板にのるから、誘い合わせて行ってみよう。

■開催する場合は広報あしや等で各担当課よりお知らせします。



## (13) 出前町長室

町長が直接自治区へ出向き、自治区の課題やまちの取り組みについて意見交換を行います。  
自治区単位でご利用ください。

### 町・職員

積極的に利用してもらえるように周知に努めます。  
テーマは住民のみなさんの要望に、柔軟に対応するよう努めます。

### 住民

利用するには自治区で相談したらいいんだね。  
町長と直接意見交換ができるよ。  
町への苦情を言う場ではないよ。まちづくりのための意見交換をしよう。



問い合わせ先 環境住宅課地域振興・交通係 電話：223-3539(直通)

## (14) 自治区加入

地域コミュニティの基礎となるものが自治区です。安全で安心できる地域づくりのため、地域での見守りや助け合いなど共助の取り組みが今求められています。芦屋町には 30 の自治区があり、それぞれ特色あるコミュニティづくりの取り組みを行っています。

### 町・職員

職員は自治区に加入し、様々な自治区活動に積極的に参加します。区長会と協働で、自治区加入の呼びかけなどの加入促進に取り組みます。



### 住民

それぞれの自治区でいろんな行事があるよ。  
ひとつでも多くの行事に参加しよう。  
いざというときに助け合えるように、となり近所の人とふれあっていこう。  
みんなで自治区の活動に参加して、自治区を盛り上げよう。

問い合わせ先 ▶ 環境住宅課地域振興・交通係 電話：223-3539(直通)

## (15) ボランティア活動センター

ボランティア活動を行うみなさんと、ボランティアを必要とするみなさんをつなぐ役割になっています。町民会館の2階にあり、ボランティアに関することの相談ができます。また、ボランティアになっていただける方々の育成にも努めています。

### 町・職員

ボランティアをする人も必要とする人も、お互いが気持ちよく活動できるように努めます。  
だれもが利用しやすいボランティア活動センターを目指します。



### 住民

ボランティアに関する情報があるんだね。  
だれでも気軽に利用できるんだね。  
ボランティアに興味があるから行ってみよう。

### 問い合わせ先

生涯学習課社会教育係 電話：223-3546(直通)  
芦屋町ボランティア活動センター「リード」  
電話：221-1011



## (16) いろんな委員の選び方

町には附属機関とよばれるいろんな委員会があります。これらの委員会には、委員の任期や選出の方法がそれぞれ決められています。

### 町・職員

できるだけ多くの人に参画してもらえようような仕組みづくりに努めます。公募できるものは、積極的に公募するよう取り組みます。

### 住民

いろんな人が委員をすることで、いろんな意見が町に届くようになるよね。  
公募があるときは、広報やホームページなどにお知らせが出るよ。  
自分の意見がまちづくりに活かされる貴重な機会だよ。機会があったら参加してみよう。



■各委員会を所管する課にて定めます。

## (17) 自治区担当職員制度

町職員が自治区の活動に参加し、住民のみなさんと直接顔を合わせることで、よりよい関係を築き、協働のまちづくりを目指します。

自治区のみなさんと、元気のある自治区づくりを目指した計画づくりを行っていきます。

### 町・職員

全ての職員を自治区に割り当てます。  
職員は自治区の活動に積極的に参加し、自治区のみなさんとの交流を深めていきます。

### 住民

職員と顔見知りになろう。  
一緒に自治区の活動を盛り上げよう。  
職員に苦情を言う場ではないよ。コミュニケーションを深める場や意見を言う場にしよう。



問い合わせ先 ▶ 環境住宅課地域振興・交通係 電話：223-3539(直通)

## 4 まとめ

この冊子は、「住民参画のまちづくり」を目指す過程の中で、「町と住民の情報共有」について、そのあり方や考え方、また、芦屋町で現在実施している情報提供や情報収集の具体的方法を取りまとめたものです。

芦屋町では、住民の皆さんに、まちづくりに対する関心を深めてもらうため、よりわかりやすく「まちづくりの方向性」や「実現」に向けた具体的な取り組みなど、必要な情報を必要な方が受け取ることができるよう、町の持つ情報を積極的に提供していきます。

また、住民の皆さんから幅広い意見を発信していただくことで、お互いの情報を共有し、信頼関係を構築していきます。

最後に、「住民参画まちづくり条例」の基本理念にもあるように、住民の皆さんと町の情報共有というのは、もっとも重要であり、協働のまちづくりの基本となるものです。今回は、芦屋町住民参画推進会議の皆さんのご意見をお聞きしながら、「情報共有」についてとりまとめましたが、さらなる「協働のまちづくり」を進めるための仕組みづくりには至っていません。今後は、「情報共有」を最初のステップとして、あらゆる方法を検討し、さらなる行動計画の策定に向けて取り組みを進めていきます。



MEMO メモ欄としてご自由にお使い下さい。



あや<sup>福岡</sup> 芦屋町

発行年月日 | 平成 27 年 11 月 (令和 3 年 3 月一部改訂)

発行 | 芦屋町  
企画政策課 企画係  
〒807-0101  
福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号  
電話 : 093-223-0881 (代)

# 芦屋町出前講座

町の情報や知って得する制度の話を  
あなたのもとに届けます。



出前講座は、皆さんが聞きたい内容を講座メニューの中から自由に選び、町職員が講師となり、話をお届けするものです。楽しく人とふれあいながら学習し、町の現状や課題などを知ってもらい、積極的にまちづくりに参画していただきたいと考えています。

※新規メニューや内容を見直して実施するメニューは、新メニューの項目に○がついています。

申し込み・問い合わせは、  
芦屋町役場 企画政策課 広報情報係  
TEL 093-223-3569  
FAX 093-223-3927

令和3年度版

## 1. 町政の仕組み

| 番号 | 新メニュー | タイトル                                | 内容紹介  | 担当係                | 時間  | 体験型 |
|----|-------|-------------------------------------|---|--------------------|-----|-----|
| 1  | ○     | 「人を育み未来につなぐあしやまち」<br>～第6次芦屋町総合振興計画～ | まちづくりのもっとも重要な計画となる、第6次芦屋町総合振興計画の前期計画（3年度～7年度計画期間）をもとに、町の取り組みを紹介します。       | 企画政策課 企画係          | 40分 |     |
| 2  |       | 地方創生にむけて<br>～芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略～    | 芦屋町の地方創生の取り組みについて、その指針となる「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について説明します。                   | 企画政策課 地方創生推進係      | 30分 |     |
| 3  |       | 住民参画のまちづくり                          | 住民参画まちづくり条例の考え方や、27年に発行した情報共有ガイドブック「あなたと町をつなぐ本」で紹介している情報共有の取り組みについて説明します。 | 企画政策課 企画係          | 30分 |     |
| 4  | ○     | 芦屋港レジャー港化                           | 芦屋港レジャー港化の考え方を示した芦屋港活性化基本計画について説明します。                                     | 芦屋港活性化推進室<br>事業推進係 | 30分 |     |
| 5  | ○     | 定住支援制度の紹介                           | 芦屋町が取り組む定住促進のためのさまざまな支援制度を紹介します。  | 環境住宅課 住宅係          | 30分 |     |
| 6  |       | 知っていますか？役場の仕事                       | 役場にはさまざまな課があります。それらの課がどんな仕事をしているのか、といった役場の組織や仕事を紹介します。                    | 企画政策課 企画係          | 60分 |     |
| 7  | ○     | 芦屋町の財政状況                            | 現在の町の財政状況、今後の見通しなどについて説明します。  | 財政課 財政係            | 60分 |     |
| 8  |       | 考えよう！これからの公共施設<br>～芦屋町公共施設等総合管理計画～  | 公共施設の課題と今後の取り組みの基本方針について説明します。  | 企画政策課 企画係          | 30分 |     |
| 9  |       | まちの入札制度                             | 入札制度の概要とまちの取り組みを紹介します。  | 財政課 契約管財係          | 30分 |     |
| 10 |       | 情報公開制度の仕組み                          | 制度の概要や、情報の請求から公開までの流れを説明します。  | 総務課 庶務係            | 30分 |     |
| 11 |       | 監査の仕組み                              | まちの監査の仕組みや種類の話をしてします。   | 総務課 庶務係（監査室）       | 30分 |     |
| 12 |       | 情報化ってどんなこと？                         | 役場の情報化の歩みやITを活用した情報化を説明します。   | 企画政策課 広報情報係        | 60分 |     |
| 13 |       | 町議会を知ろう                             | まちの議決機関である町議会を、わかりやすく紹介します。   | 議会事務局 事務係          | 30分 |     |

## 2. 住民生活

| 番号 | 新メニュー | タイトル                             | 内容紹介   | 担当係                    | 時間   | 体験型 |
|----|-------|----------------------------------|--|------------------------|------|-----|
| 14 |       | 知って安心！まちの防災                      | 災害発生時にとるべき対応や避難場所などを説明します。   | 総務課 庶務係                | 40分  |     |
| 15 |       | マイナンバー制度<br>(社会保障・税番号制度)         | マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）のしくみやスケジュール、導入効果などを紹介します。                      | 企画政策課 広報情報係<br>住民課 住民係 | 120分 |     |
| 16 |       | 町税の課税から納税まで                      | 町税（住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）の課税から納税までを説明します。                        | 税務課 課税係、納税係            | 90分  |     |
| 17 |       | 気軽にはじめませんか。<br>ボランティア活動          | 興味はあるけどボランティア活動についてよくわからない、何からはじめていいかわからないという人に、ノウハウをわかりやすく説明します。  | 生涯学習課 社会教育係            | 60分  |     |
| 18 |       | 仕事も家庭も自分も大事！<br>みんなでワーク・ライフ・バランス | ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、考えてみませんか。                               | 生涯学習課 社会教育係            | 60分  |     |
| 19 |       | 消費者センスを身につけよう                    | 日常生活における商品購入や契約の際のトラブル、悪質商法の手口等を、近況の事例をもとに被害未然防止のポイントをわかりやすく説明します。 | 環境住宅課 地域振興・交通係         | 60分  |     |

## 3. 保険年金、福祉、健診、医療

| 番号 | 新メニュー | タイトル           | 内容紹介   | 担当係       | 時間  | 体験型 |
|----|-------|----------------|--|-----------|-----|-----|
| 20 |       | 国民年金のあらまし      | 国民年金の仕組みや加入、免除申請、受給に伴う手続きを説明します。             | 住民課 保険年金係 | 30分 |     |
| 21 |       | みんなの国民健康保険     | 国民健康保険の仕組みや医療費が高額になったときの手続きを説明します。           | 住民課 保険年金係 | 30分 |     |
| 22 |       | 後期高齢者医療制度のあらまし | 後期高齢者医療制度の概要、保険料の算出方法、高額医療費などの払い戻しの方法を紹介します。 | 住民課 保険年金係 | 30分 |     |



|    |  |                                     |  |                                  |         |   |
|----|--|-------------------------------------|--|----------------------------------|---------|---|
| 23 |  | 公費医療ってなあに？                          | 公費医療の対象となる、子ども、重度障がい者、ひとり親家庭などの医療費を紹介します。                            | 住民課 保険年金係                        | 30分     |   |
| 24 |  | 知って役立つ！<br>介護保険と福祉サービス              | 介護保険の仕組みや手続き、町の福祉サービスなどを説明します。                                       | 福祉課 高齢者支援係                       | 60分     |   |
| 25 |  | 介護予防でいきいき生活！                        | 寝たきりや認知症など介護を必要とする状態を予防するための、運動や栄養などの話をします。                          | 福祉課 高齢者支援係                       | 60分     |   |
| 26 |  | みんなで見守り！認知症を学ぼう<br>(認知症サポーター養成講座)   | 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になりましょう。                                | 福祉課 高齢者支援係                       | 60～90分  |   |
| 27 |  | 助けられ上手は助け上手！                        | みんなで安心して生活できる地域をつくることをめざす地域福祉について説明します。                              | 福祉課 高齢者支援係                       | 40分     |   |
| 28 |  | 障がい者福祉サービスを知ろう                      | 障がい者に対する理解と障がい福祉サービスの内容や利用方法、各種障がい者手帳制度などを説明します。                     | 福祉課 障がい者・生活支援係                   | 30分     |   |
| 29 |  | 誰もが住みやすい芦屋町へ<br>～芦屋町障がい者差別解消条例を知ろう～ | 障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに尊重し合い、支え合いながら暮らせるまちとなるよう芦屋町障がい者差別解消条例に基づいて説明します。 | 福祉課 障がい者・生活支援係                   | 30分     |   |
| 30 |  | DVと児童虐待                             | DV（ドメスティック・バイオレンス）と児童虐待の現状と対応策を紹介します。                                | 福祉課 障がい者・生活支援係<br>健康・こども課 子育て支援係 | 60分     |   |
| 31 |  | おいしい！ヘルシー！生活習慣病予防の食生活               | 講話と調理実習を行い、バランスのいい食事を通して生活習慣病予防について学びます（食材は受講者で準備してください）。            | 健康・こども課 健康づくり係                   | 60～180分 | ○ |
| 32 |  | 応援します！<br>あなたの健康づくり                 | メタボ対策、ダイエット、生活習慣病予防、低栄養予防、がん対策、予防接種など健康づくりのさまざまな疑問にお答えします。           | 健康・こども課 健康づくり係                   | 30～60分  |   |

#### 4. 子育て、教育

| 番号 | 新メニュー | タイトル             | 内容紹介   | 担当係            | 時間      | 体験型 |
|----|-------|------------------|--|----------------|---------|-----|
| 33 |       | 応援します！あなたの子育て    | 子どもの成長や発達、病気や予防接種の受け方などをお話します。                                       | 健康・こども課 健康づくり係 | 60分     |     |
| 34 |       | 子どもの成長と食生活       | 講話と調理実習を行い、バランスのいい食事をおとして子どもの成長に必要な栄養素や食生活について学びます（食材は受講者で準備してください）。 | 健康・こども課 健康づくり係 | 60～180分 | ○   |
| 35 |       | 芦屋町の子育て支援        | 児童手当や保育所のことなど、子育てに関する支援制度のあれこれを紹介いたします。                              | 健康・こども課 子育て支援係 | 30分     |     |
| 36 |       | 学校の仕組み           | 学校教育における、学力向上や規律・規範意識などの取り組みを紹介します。                                  | 学校教育課 学校教育係    | 60分     |     |
| 37 |       | 芦屋町の特別支援教育       | 特別支援教育の推進や取り組みなどを紹介します。  | 学校教育課 学校教育係    | 60分     |     |
| 38 |       | 安全でおいしい給食をつくるために | 地産地消の推進や学校給食の役割などを交えて、取り組みを紹介します。                                    | 学校教育課 給食センター係  | 30分     |     |

#### 5. 環境、都市基盤

| 番号 | 新メニュー | タイトル                 | 内容紹介   | 担当係          | 時間  | 体験型 |
|----|-------|----------------------|--|--------------|-----|-----|
| 39 |       | はじめよう！<br>ごみの減量化と資源化 | ごみの分別や資源物のリサイクル、ダンボールコンポストなどを活用したごみの減量化と資源化を説明します。         | 環境住宅課 環境・公園係 | 60分 |     |
| 40 |       | まちの都市計画              | 土地の利用の仕方や建て方を定めた都市計画の概要と現状を説明します。                          | 企画政策課 企画係    | 30分 |     |
| 41 |       | 道路が生まれ変わるまで          | 老朽化した道路がどのようにして、新しい道路に生まれ変わっていくかを説明します。                    | 都市整備課 土木係    | 30分 |     |
| 42 |       | 汚れた水がきれいになるまで        | 暮らしの中で汚れた水をきれいにする下水道の仕組みや働きを紹介します。                         | 都市整備課 下水道係   | 60分 |     |
| 43 |       | 町営住宅のおはなし            | 芦屋町にはどんな町営住宅があるのか？<br>入居方法や家賃の決めり方をはじめ、これからの町営住宅について説明します。 | 環境住宅課 住宅係    | 30分 |     |
| 44 |       | 建物（住宅）が建つまで          | 建物（住宅）が建てる時に、気をつけるようなことや、建物が建つまでの流れを説明します。                 | 都市整備課 建築係    | 30分 |     |

## 6. 文化、スポーツ

| 番号 | 新メニュー | タイトル                   | 内容紹介  | 担当係           | 時間   | 体験型 |
|----|-------|------------------------|---|---------------|------|-----|
| 45 |       | もっと知ろう！<br>まちの歴史と文化    | まちの文化財や歴史資料などをとおして、歴史文化を学習します。              | 生涯学習課 公民館・文化係 | 90分  |     |
| 46 |       | 茶の湯釜の名器「芦屋釜」           | 芦屋釜の里での芦屋釜復興の取り組みや芦屋釜の歴史を紹介します。             | 生涯学習課 芦屋釜振興係  | 60分  |     |
| 47 |       | 「芦屋かるた」で芦屋を学ぼう         | 「芦屋かるた」を教材に町の歴史や文化などを学ぶことができます。             | 生涯学習課 公民館・文化係 | 90分  | ○   |
| 48 |       | やってみませんか？<br>体力・運動能力測定 | 新しい体力テストをして、あなたの運動能力を測定してみませんか。             | 生涯学習課 社会教育係   | 90分  | ○   |
| 49 |       | 自宅で簡単！<br>スロートレーニング教室  | 健康寿命を延ばしたい人、女性・高齢者でも気軽に安全に行えるトレーニング法を紹介します。 | 生涯学習課 社会教育係   | 120分 | ○   |
| 50 |       | ニュースポーツ教室              | ペタンクやドッチビーなどニュースポーツのルールと楽しみ方を紹介します。         | 生涯学習課 社会教育係   | 60分  | ○   |

## 7. 農林・水産・観光

| 番号 | 新メニュー | タイトル      | 内容紹介  | 担当係         | 時間   | 体験型 |
|----|-------|-----------|---|-------------|------|-----|
| 51 |       | わが町の農業・漁業 | まちの農業・漁業の特徴、振興のための事業などを紹介します。                 | 産業観光課 農林水産係 | 60分  |     |
| 52 |       | 芦屋町観光基本構想 | 観光の振興をはかるうえでの最上位計画として平成24年度に策定した観光基本構想を紹介します。 | 産業観光課 商工観光係 | 90分  |     |
| 53 |       | 観光スポットガイド | まちの観光スポットを巡り、まちの魅力を紹介します。                     | 産業観光課 商工観光係 | 120分 | ○   |

## 8. その他

| 番号 | 新メニュー | タイトル                                     | 内容紹介                                    | 担当係                  | 時間  | 体験型 |
|----|-------|--|---|----------------------|-----|-----|
| 54 |       | お互いが尊重される<br>地域（まち）づくりを目指して<br>～人権のおはなし～ | 人権啓発ビデオを使つての学習や、町の人権教育・啓発などの取り組みを紹介します。 | 生涯学習課 社会教育係          | 60分 |     |
| 55 |       | 男女共同参画のまちづくり                             | 芦屋町男女共同参画推進プランの概要や男女共同参画の取り組みなどを紹介します。  | 生涯学習課 社会教育係          | 60分 |     |
| 56 |       | みんなが芦屋町応援団！<br>ふるさと納税制度                  | ふるさと納税制度の仕組みと、町の取り組みを説明します。             | 企画政策課 地方創生推進係        | 30分 |     |
| 57 |       | 選挙を知って、みんなで投票！                           | 公職選挙法や選挙制度など、選挙のあれこれを紹介します。             | 住民課 住民係              | 60分 |     |
| 58 |       | 広報あしやのイロハ                                | 広報あしやのつくり方を紹介します。                       | 企画政策課 広報情報係          | 30分 |     |
| 59 |       | ボートレース芦屋の取り組み                            | 芦屋本場や各場外発売場ごとの売り上げなどボートレース事業の概要を説明します。  | ボートレース事業局<br>管理課 庶務係 | 60分 |     |

|               |   |
|---------------|---|
| 北九州市上下水道局出前講演 | 北九州市との上水道事業統合により、出前講演（約10テーマ）が利用できます。内容や申し込み条件などについては、お問合せください。 |
| ふくおか県政出前講座    | 福岡県が主催している出前講座です。内容や申し込み条件などについては、お問合せください。                     |
| 特別メニュー        | その他メニューにないものは、お気軽にご相談ください。                                      |

申し込み方法 ※申し込みの際には、事前に広報情報係までお電話ください。

1. テーマ 出前講座のメニューの中から希望するテーマを選んでください。
2. 対象者 原則として町内に在住、在勤する5人以上で構成された団体やグループです。
3. 申し込み 原則として開催日の20日前までに、受講申込書を提出してください。
4. 開催時間 午前9時から午後9時までの1講座2時間以内で、1団体あたり1日2講座までとします。
5. 講師の派遣 この講座は、皆さんが主催者となり、そこに講師として職員を派遣するものです。

お願い

- 担当係の業務や日程などの関係で、日時など、ご希望に添えない場合があります。
- その場で説明できない内容も予想されます。ご了承ください。



裏にのりづけ

山折り

〒159-0190

山折り

8 0 8 - 0 1 9 0

芦屋町幸町2番20号

芦屋町長 波多野 茂丸 行



差出有効期限  
令和4年9月  
30日まで

( 切手をはらずに  
お出しください )

町長への手紙

この手紙を利用して  
皆さんの声を届けてください。



〒159-0190

山折り

山折り

あなたと町政を結ぶ

HOT LINE

山折り

町長への手紙

あなたの声を活かします。

まちづくりは町民全員が協働してつくるもの。芦屋町に住んでいる皆さん一人ひとりが町政や地域社会に、より関心を持っていただくほど、芦屋町は住み良いまちになっていきます。

町政への提案や意見、要望、質問、日常生活の中で感じていることなど、あなたの声をお聴かせください。

●町長への手紙は、個人のプライバシーや利害にかかわるもの以外は回答しますので、住所や氏名などを記入してください。ただし、内容によっては回答という形をとらずに、今後のまちづくりの参考にさせていただく場合もあります。また、誹謗中傷の類は、手紙として処理しません。

●方法=封筒を作り、郵便ポストに入れてください。  
令和4年9月30日まで使用できます

●ご意見箱=町のホームページ(トップページ下部)の「ご意見・ご提案」からも送ることができます。



ホームページ  
ご意見・ご提案

◎問い合わせ  
企画政策課広報情報係  
(☎)2233局3569



# 町長への手紙

町長や役場への、提案やご意見をお聴かせください。お気軽に記入してください。

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

●あなたのことを書いてください●

住所 :

氏名 :

年齢 :      歳

電話番号 :      -      -

メールアドレス :

ご協力ありがとうございました。